

富山県ボランティアセンターボランティア登録制度要綱

(趣 旨)

第1条

この要綱は、ボランティアとして積極的な参加を希望する県民に活動の場を提供するとともに、本県におけるボランティア活動を効率的かつ効果的に行えるよう、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に「富山県ボランティアセンターボランティア登録制度」（以下「ボランティア登録制度」という。）を設け、その運営についての必要な事項を定める。

(登録分野)

第2条

ボランティアとして登録できる分野は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(申込み資格)

第3条

登録できる団体は、ボランティア活動に参加を希望し、次の要件全てに該当するものと

する。

- (1) ボランティア登録制度の趣旨を理解し、熱意のある団体
- (2) 市町村域を越え広域的に活動する団体

(申込み及び登録)

第4条

1. ボランティア登録制度への登録希望団体は、別に定める様式により本会へ申込みものとする。登録を希望する分野は、複数の分野にわたって登録できるものとする。
2. 登録希望団体は、初めて登録を行う場合、会則及び規約、会員名簿を添付するものとする。

(登録期間)

第5条

ボランティアの登録期間は、1年以内とする。

(登録の抹消)

第6条

登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録団体から登録取消の申出があったとき。
- (2) 登録団体が解散したとき。
- (3) 連絡不可能となったとき。
- (4) その他登録団体として不適格と認められる事実が発生したとき。

(報酬及び費用の負担)

第7条

登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費、ならびに食事代、活動に係る材料費及びその他実費等については、紹介を依頼する者が負担してもよいものとする。

(ボランティア活動保険加入)

第8条

登録者は全国社会福祉協議会が締結するボランティア活動保険に加入できる。

(紹介依頼者の資格等)

第9条

登録者の紹介を依頼することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、本会会長が認めるものとする。

- (1) 県内の地方公共団体
- (2) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で県内に主たる事務所を有するもの
- (3) 民法第34条の法人で県内に主たる事務所を有するもの
- (4) 特定非営利活動法人で県内に主たる事務所を有するもの
- (5) その他本会会長が特に必要と認める団体および個人

(紹介の手続き等)

第10条

1. 紹介を依頼しようとする者は、別に定める申込書により、原則として活動日2週間前までに本会へ申込みを行うものとする。
2. 本会は、申込書を審査の上、登録リストから該当分野の登録者の団体を選定し紹介通知書により紹介する。なお、依頼者は、紹介された者と原則として直接依頼交渉をするものとする。

(免責等)

第11条

1. 紹介依頼者は、ボランティア活動期間中に万一事故が生じた時は、登録者と誠意をもって解決にあたらなければならない。
2. 緊急あるいは不測の事態で登録者が活動不可能となった場合、本会はその責任を負わない。

(その他)

第12条

この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。